

土砂災害防止対策基本指針

制定：平成13年 7月 9日国土交通省告示第1119号
変更：平成18年 9月25日国土交通省告示第1131号
変更：平成23年 4月28日国土交通省告示第439号
（平成23年 5月 1日施行）
変更：平成27年 1月16日国土交通省告示第35号
（平成27年 1月18日施行）
変更：平成29年 8月10日国土交通省告示第752号
変更：令和 2年 8月 4日国土交通省告示第785号
変更：令和 3年 8月31日国土交通省告示第1194号
変更：令和 8年 5月21日国土交通省告示第636号
（令和 8年 5月29日施行）

目次

- 一 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づき行われる土砂災害の防止のための対策に関する基本的な事項
 - 1 土砂災害防止対策基本指針の位置付け
 - 2 行政の「知らせる努力」と住民等の「知る努力」とが相乗的に働く社会システムの構築
 - 3 その他の基本的な事項
- 二 法第四条第一項の基礎調査の実施について指針となるべき事項
 - 1 基礎調査の実施
 - 2 土砂災害が発生するおそれがある土地に関する調査
 - (1) 土砂災害が発生するおそれがある箇所の抽出
 - (2) 地形、地質、降水、植生等の状況に関する調査
 - (3) 土砂災害防止施設等の設置状況に関する調査
 - (4) 過去の土砂災害に関する調査
 - (5) 土砂災害が発生するおそれがある土地の区域の把握
 - 3 警戒避難体制等に関する調査
 - (1) 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する調査
 - (2) 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する調査
 - (3) 土砂災害対策の避難訓練の実施に関する調査
 - (4) 土砂災害警戒区域等の区域内の要配慮者利用施設に関する調査
 - (5) 救助に関する調査
 - (6) ハザードマップに関する調査
 - (7) 地域の防災計画に関する調査
 - (8) その他の調査
 - 4 法第四条第二項の基礎調査の結果の公表について指針となるべき事項
 - 5 基礎調査の結果の公表後に行うべき事項
 - 6 二巡目以降の基礎調査の実施
- 三 法第七条第一項の土砂災害警戒区域及び法第九条第一項の土砂災害特別警戒区域の指

定について指針となるべき事項

四 法第九条第一項の土砂災害特別警戒区域内の建築物の移転その他法に基づき行われる土砂災害の防止のための対策に関し指針となるべき事項

1 法第八条第一項及び第二項の市町村地域防災計画に関する事項

- (1) 土砂災害に関する情報の収集及び伝達等
- (2) 避難場所・避難経路
- (3) 土砂災害に係る避難訓練の実施
- (4) 要配慮者利用施設

2 法第八条第三項のハザードマップの作成及び周知

3 法第八条の二の要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画等

4 建築物の移転等の勧告

5 資金の確保等

五 法第二十七条第一項の規定による危険降雨量の設定並びに同項の規定による土砂災害警戒情報の通知及び周知のための必要な措置について指針となるべき事項

1 危険降雨量の設定等

2 土砂災害警戒情報の発表等

3 土砂災害警戒情報の通知及び周知

4 土砂災害警戒情報に基づく的確な避難指示の発令

5 避難指示の発令・解除の際の助言

6 避難指示の発令時に住民等がとるべき行動の周知

六 法第二十八条第一項及び第二十九条第一項の緊急調査の実施について指針となるべき事項

1 緊急調査を行うべき状況の確認

2 緊急調査の実施

- (1) 土石流
- (2) 地滑り
- (3) 河道閉塞による湛水

3 緊急調査の終了

七 法第三十一条第一項の土砂災害緊急情報の通知及び周知のための必要な措置について指針となるべき事項

1 土砂災害緊急情報の作成

- (1) 土石流
- (2) 地滑り
- (3) 河道閉塞による湛水

2 土砂災害緊急情報の通知及び周知

3 その他緊急調査により得られた情報の随時提供

一 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づき行われる土砂災害の防止のための対策に関する基本的な事項

1 土砂災害防止対策基本指針の位置付け

我が国は、国土の約七割を山地・丘陵地が占め、地質的にも脆弱で、梅雨期の集中豪雨、台風に伴う豪雨等により、急傾斜地の崩壊、土石流又は地滑りを原因とする土砂災害が全国各地で発生しており、平成二十七年から令和六年までの過去十年間における土砂災害の年平均発生件数は、約千五百件に上っている。近年でも、平成三十年七月豪雨における土砂災害により多数の死者を伴う甚大な被害が、令和元年東日本台風及び令和二年七月豪雨における災害により要配慮者利用施設等における被害が発生している。

「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）は平成十二年に制定され、それまでの砂防堰堤等の土砂災害防止施設の整備によるハード中心の対策に加え、避難体制の整備や一定の開発行為の制限等のソフト対策が推進されてきた。

近年では、平成二十六年八月豪雨による広島市での土砂災害等を踏まえ、都道府県が実施する基礎調査の結果の公表を行い、住民等に対して早期に土砂災害の危険性を周知することにより、地域の理解を得ながら土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域（以下「土砂災害警戒区域等」という。）の指定促進を図ってきたところである。

しかしながら、平成三十年七月豪雨等の土砂災害においては、基礎調査の結果の公表及び土砂災害警戒区域等の指定などによる土砂災害の危険性の周知や、土砂災害警戒情報などを受けた避難指示等が概ね発令されていたにもかかわらず、依然として多数の犠牲者を出した。また、令和元年東日本台風等においては、一部の土砂災害は土砂災害警戒区域等に指定されていない箇所が発生した。

このため、警戒避難体制の整備の前提となる土砂災害警戒区域等について、引き続き最新の技術を活用のうえ、正確度向上を図りつつ早期に指定を行うとともに、住民等の土砂災害警戒区域等の認知度向上を図り、土砂災害に対する住民等の理解を深める必要がある。

また、土砂災害警戒情報については、避難指示の判断に資する情報と明確に位置付けられ、都道府県知事から関係する市町村長への通知及び一般への周知の措置が義務付けられたことを踏まえ、市町村長による的確な避難指示の発令に結びつけることや、土砂災害の発生や降雨記録の更新も踏まえ、土砂災害警戒情報の発表の基準を見直す等により、土砂災害警戒情報の正確度の向上に取り組むことが必要である。

土砂災害警戒情報もその一端を担う、国や都道府県等が発表する防災に関する様々な情報（以下「防災気象情報」という。）について、近年、情報数の増加や運用の複雑化等の課題があったことから、避難行動に対応した5段階の警戒レベルに整合させることとされた。これを受けて、土砂災害警戒情報については、気象業務法（昭和二十七年法律第百六十五号）第十三条第一項に基づく土砂崩れに関する警報と一体として、「レベル4 土砂災害危険警報」の名称を用いて通知等することにより、わかりやすく迅速な情報伝達等を図ることが必要である。

さらに、土砂災害警戒区域の指定があったときは、土砂災害に対する避難場所・避難経路に関する事項などを市町村地域防災計画に定め、安全な避難場所・避難経路の確保や、高齢者、子供等にも配慮した避難体制の充実・強化を図ることも必要である。特に、平成二十七年九月の関東・東北豪雨、令和元年東日本台風及び令和二年七月豪雨等の災害を踏まえ、社会福祉施設、学校、医療施設等の要配慮者利用施設でのきめ

細かな対策が一層求められている。

これらにより、局地的な豪雨などの降雨による土砂災害に対し、自治体や住民等が的確な避難を判断できるような仕組みづくりが重要であり、このためには、国、都道府県、市町村が住民等と連携して取り組んでいく必要がある。

土砂災害のおそれがある区域において避難体制を充実・強化するなどの対策を講ずるためには、都道府県は基礎調査の完了及びその結果の公表後、土砂災害警戒区域等の指定を迅速に行う必要がある。また、土砂災害警戒区域等の指定とあわせて建築物の移転等に関する支援措置について、住民等に対し適切に周知を行うとともに、中長期的には、土砂災害のおそれがある区域にはできるだけ人が住まないようなまちづくりを目指すことが重要である。

一方、平成二十三年の紀伊半島大水害では、河道閉塞が多数発生し、決壊に伴う土石流による甚大な被害が懸念された。また、平成二十三年霧島山新燃岳や平成二十六年御嶽山の噴火では、火山噴火による降灰が山腹に堆積し、土石流による甚大な被害が懸念された。これらの特殊な土砂災害から国民の生命及び身体を保護するためには、土砂災害に関する専門的知識及び技術を有する都道府県知事又は国土交通大臣が、緊急調査を行い、市町村長に対して避難指示の判断に資する情報を提供する必要がある。

土砂災害防止対策基本指針は、このような認識の下、法に基づき行われる土砂災害の防止のための対策の推進に関する基本的な方向を示すものである。

2 行政の「知らせる努力」と住民等の「知る努力」とが相乗的に働く社会システムの構築

土砂災害の防止に当たっては、これまで行政は、砂防法（明治三十年法律第二十九号）、地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）等の施行、各種事業の遂行、土砂災害に関する科学的知見の蓄積等に努めてきた。

この結果、土砂災害については、その発生メカニズム及び想定被害範囲について相当程度把握することが可能となってきたものの、そのほとんどが突発的に発生する特徴を有するものであるため、発生日時を正確に予知することは未だ難しい。このことは、自然災害による死者・行方不明者のうち土砂災害によるものが多くを占める要因の一つとなっている。このため、都道府県は、土砂災害の発生位置及び時刻等についてより丁寧な情報収集に努めるものとする。また、国は、都道府県等から報告される土砂災害について、その発生位置及び時刻等を整理するとともに、引き続き調査・分析を行い、土砂災害予測技術の向上に係る科学的知見の蓄積に努める必要がある。

また、全国各地における、新興住宅地の造成、従前からの地域共同社会の弱体化等に伴い、土砂災害の前兆を伝承から把握することや、地域における過去の土砂災害の実態や土砂災害が発生するおそれがある土地の区域を地名等から把握することが困難であることが多くなり、住民等にとって適時・適切な避難行動をとることが著しく困難となっている。

したがって、今後、土砂災害から国民の生命及び身体を保護するためには、行政は、過去の土砂災害の実態や土砂災害のおそれがある土地の区域等に関する情報を、その内容に正確を期するよう配慮しつつ、積極的に提供することにより、地域や個人が土砂災害に適切に対応できるよう、最大限の「知らせる努力」をすることが求められる。

加えて、降雨による土砂災害に対しては、気象庁や都道府県ができるだけ早い段階から、雨量の予測や、地盤の水の含み具合をはじめとするきめ細かな情報を提供するとともに、都道府県知事は、土砂災害の急迫した危険が予想される場合、避難指示の判断に資する土砂災害警戒情報を気象庁と共同で発表し、市町村長による的確な避難指示の発令や住民等の的確な避難行動に結びつけることが求められる。

一方、住民等は、行政が提供するこのような情報を日頃から十分に把握するよう努めるとともに、避難訓練の実施等を通じてそれらの情報の内容や意味、前述した土砂災害の特質やその前兆等に関する知識を得るための「知る努力」を惜しまないことが重要である。そして、一人一人のかけがえのない生命及び身体を守るため、土砂災害への備えを住民等が自主的に行い、地区防災計画等に基づき住民等の生命を守るための自助・共助による適時・適切な避難行動をとるといった、的確な判断及び行動が求められる。特に、身近に高齢者、障害者、乳幼児等の要配慮者がいる場合は、避難支援等共助に努めることが必要である。また、要配慮者利用施設においては、地域防災計画、ハザードマップ等の情報を活用して、施設利用者が迅速に避難行動をとれるよう、あらかじめ避難計画を作成のうえ、実効性を高めるための避難訓練を実施することが重要である。

これらのことから、行政の「知らせる努力」と住民等の「知る努力」とが相乗的に働く社会システムを構築していくことを、土砂災害の防止のための対策に関する基本理念とする。

3 その他の基本的な事項

法においては「土砂災害から国民の生命及び身体を保護する」ことを目的としており、かつ、法に基づく措置の中には国民の財産権を制限するものがあることから、法の施行に当たっては、国民の生命及び身体の保護に万全を期するとともに、その運用が適正かつ公平であることが重要である。

また、その対策を講ずるに当たっては、手続の透明性、検討体制の専門性、信頼性等の確保を図ることが重要である。

加えて、国、都道府県、市町村、住民等それぞれの主体が十分に連携することが重要であるとともに、各機関においては関係部局が密接に連携して対策を講ずることが重要である。

二 法第四条第一項の基礎調査の実施について指針となるべき事項

1 基礎調査の実施

基礎調査は、法に基づく土砂災害の防止のための対策を講ずるに当たって不可欠な調査であり、各都道府県は、基礎調査が完了（当該都道府県内における土砂災害のおそれがある箇所全てについて一通り基礎調査を実施することをいう。）した後は、おおむね五年ごとに行うことが必要である。そして、国は、都道府県が基礎調査を計画的に実施できるよう、財政面、技術面などの支援を行うものとする。

都道府県は、定期的に調査の実施状況を国に報告し、国は各都道府県の実施状況を公表するものとする。

法第六条の「是正の要求」は、都道府県の基礎調査に関する事務の処理が「法令の規定に違反している場合」及び「科学的知見に基づかずに行われている場合」が対象となる。このうち、「法令の規定に違反している場合」については、土砂災害防止対

策基本指針に基づかずに行った場合などを想定している。また、「科学的知見に基づかずに行われている場合」については、流下する土石等の量を誤って小さく見積もる、土石流が流下する溪流の傾斜の取り方を誤るなどにより、土石等が到達する区域を狭く設定していることが明白な場合などを想定している。

また、調査を実施するに当たっては、土砂災害関連情報を有する国及び地域開発の動向をより詳細に把握する市町村の関係部局との連携・協力体制を強化することが重要である。

2 土砂災害が発生するおそれがある土地に関する調査

土砂災害が発生するおそれがある土地に関する調査として、次に掲げるものを行う。

(1) 土砂災害が発生するおそれがある箇所の抽出

急傾斜地の崩壊等の発生により住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる箇所について、地形図、航空写真、数値標高モデル等を用いて概略的に調査を行い、必要に応じ現地確認を行うことにより、その位置の把握及び予想される土砂災害の発生原因の特定を行う。

また、基礎調査が完了した後においても、近年の測量技術の向上も踏まえ、数値標高モデル等の高精度な地形情報等を用いて、土砂災害が発生するおそれがある箇所の抽出に努めるものとする。あわせて、市町村等からの情報提供も踏まえて、土砂災害が発生するおそれがある箇所を調査・確認する等、地形図や航空写真等から把握することが困難な箇所についても抽出することが望ましい。

なお、同一の土地において急傾斜地の崩壊、土石流又は地滑りが^{ふくそう}輻輳して発生することがあることから、これらの土砂災害の発生原因ごとに、もれなく状況を把握するよう努める。

(2) 地形、地質、降水、植生等の状況に関する調査

(1)で把握した箇所について、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある土地の区域の高さ、傾斜度、流域面積等の地形のほか、地質、降水、植生等の状況に関する調査を行う。

(3) 土砂災害防止施設等の設置状況に関する調査

(1)で把握した箇所について、土砂災害を防止する効果がある施設の設置状況に関する調査を行う。当該施設の土砂災害を防止する効果については、関係機関・部局の協力の下、適正な評価を行う。

(4) 過去の土砂災害に関する調査

(1)で把握した箇所及びその周辺で過去に発生した土砂災害に関して、その際の降雨量、急傾斜地の崩壊等の状況、被害の状況、土石等が到達し、又は堆積した範囲等について、過去の土砂災害の痕跡、土砂災害に関係のある地名（旧地名も含む。）等も参考にしつつ、調査を行う。

(5) 土砂災害が発生するおそれがある土地の区域の把握

以上の調査結果を踏まえ、急傾斜地の崩壊等が発生した場合に住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域の範囲を土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成十三年政令第八十四号。以下「令」という。）第二条に規定する基準に基づき把握する。

3 警戒避難体制等に関する調査

土砂災害から国民の生命及び身体を保護するためには、警戒避難体制の整備を行うことが必要である。警戒避難体制等に関する調査は、土砂災害警戒区域等の指定及び指定後の警戒避難体制の整備を行う上で極めて重要な取組である。

については、2の(5)で把握した土砂災害が発生するおそれがある土地の区域について、警戒避難体制等に関する調査として、次に掲げるものを行う。

なお、土砂災害警戒区域等の指定後に市町村地域防災計画が変更される等、警戒避難体制の整備状況に変化が認められる場合は、当該項目について調査を行うものとする。

- (1) 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する調査

住民等への避難指示や土砂災害の発生情報等の土砂災害に関する情報伝達の整備状況に関する調査を行う。

- (2) 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する調査
避難場所、避難経路等の指定状況に関する調査を行う。

- (3) 土砂災害対策の避難訓練の実施に関する調査
避難訓練の実施状況及びその内容等に関する調査を行う。

- (4) 土砂災害警戒区域等の区域内の要配慮者利用施設に関する調査
要配慮者利用施設の名称、所在地、避難確保計画の策定状況並びに避難訓練の計画・実施状況等に関する調査を行う。

- (5) 救助に関する調査

- (6) ハザードマップに関する調査

避難場所・避難経路の設定状況、避難場所の建築物の構造等のハザードマップに関する調査を行う。

- (7) 地域の防災計画に関する調査

自主防災組織の組織状況、地区防災計画等、地域の防災計画の整備状況に関する調査を行う。

- (8) その他の調査

住宅の立地状況、道路の有無等の土地利用の状況に関する調査を行う。

また、当該土地の開発動向について、必要に応じ、都道府県の関係部局及び市町村の関係部局からの情報収集等を通じて調査を行う。調査の内容は、人口動態、地価動向、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）に基づく都市計画区域及び準都市計画区域の指定状況、建築物の建築状況（都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）に基づく建築等の届出等を含む。）、農地の転用状況等であり、これらについて推移を確認し、今後の状況変化を予測するための参考とする。

開発が想定される場合は、「2 土砂災害が発生するおそれがある土地に関する調査」における調査を実施することとする。

4 法第四条第二項の基礎調査の結果の公表について指針となるべき事項

基礎調査の結果の公表は、住民等に土砂災害の危険性を早期に周知するために行うものであり、2の(5)の「急傾斜地の崩壊等が発生した場合に住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域」等の範囲を示した図面、すなわち、土砂災害警戒区域等に相当する範囲を示した図面を公表するものとする。

その公表方法は、都道府県等のホームページでの公表を基本とする。あわせて、都道府県の出先機関、市役所等での閲覧、掲示板の活用、各戸配付、回覧板など様々な手法も活用するものとする。

なお、土砂災害の危険性を住民等が正確に理解するため、土砂災害警戒区域等に相当する範囲だけでなく、その設定根拠等についても、できる限り積極的に示していくことが望ましい。

5 基礎調査の結果の公表後に行うべき事項

基礎調査の結果の公表後、都道府県は、市町村と連携して、土砂災害警戒区域等の指定の手続きを速やかに進めるものとする。

また、市町村においては、住民等の協力を得ながら、地域における安全な避難場所等の確保や情報伝達体制の整備など、避難体制の検討に早期に着手することが望ましい。

あわせて、国は、都道府県の協力を得て、基礎調査の結果を収集・分析し、法に基づく土砂災害の防止のための対策の推進に努めるものとする。

6 二巡目以降の基礎調査の実施

二巡目以降の基礎調査については、おおむね五年ごとに、各区域における土砂災害警戒区域等の指定を踏まえた警戒避難体制の整備状況、地形や土地利用の状況等を確認し、変化が認められた箇所等については、現地確認を行うなど、二2に掲げる項目のうち、当該区域において必要な項目について詳細な調査を行うものとする。なお、地震や豪雨等の影響により地形的条件が変化した場合や、新たに土砂災害防止施設等が設置された場合などには、速やかに調査を行うものとする。

また、基礎調査が完了した後においても、二巡目以降の調査とあわせて、高精度な地形情報等を用いて土砂災害が発生するおそれがある箇所の抽出に努めるものとする。あわせて、市町村等からの情報提供も踏まえて土砂災害が発生するおそれがある箇所を調査・確認する等、地形図や航空写真等から把握することが困難な箇所についても抽出することが望ましい。

三 法第七条第一項の土砂災害警戒区域及び法第九条第一項の土砂災害特別警戒区域の指定について指針となるべき事項

土砂災害警戒区域等は、基礎調査の結果を踏まえた上で、令に定める基準に基づいて、区域の指定を行う。

土砂災害警戒区域等の指定は、土砂災害から国民の生命及び身体を保護する上で基礎となるものであり、令に基づき都道府県知事が土砂災害のおそれがあると認めた土地の区域については、可及的速やかに指定を行うことが重要である。また、斜面の深層崩壊、山体の崩壊、想定をはるかに超える規模の土石流等については、予知・予測が困難であることから、土砂災害警戒区域等の指定の範囲の特定に当たっては、技術的に予知・予測が可能である表層崩壊等による土砂災害が発生するおそれがある土地の区域について指定を行う。

土砂災害警戒区域等の指定要件に該当する区域が相当数に上る場合においても、基礎調査の結果を踏まえ、過去の土砂災害の実態、居室を有する建築物の多寡、要配慮者利用施設の有無、開発の進展の見込み等を勘案して、基礎調査の結果の公表後は速やかに、土砂災害警戒区域等を指定することが望ましい。

さらに、地震等の影響により地形的条件が変化した場合や、新たに土砂災害防止施設等が設置された場合など、土砂災害警戒区域等の見直しが必要になった場合は、柔軟かつ迅速に対応するものとする。特に、国、都道府県、市町村等により土砂災害防止施設等が整備され、施設機能の適切な維持管理体制が確保されるなど、土砂災害特別警戒区域の全部又は一部について指定の事由がなくなつたと認められる場合には、当該土砂災害特別警戒区域の全部又は一部について速やかに指定を解除するものとする。

なお、都道府県は、定期的に土砂災害警戒区域等の指定の進捗状況を国に報告し、国は各都道府県の進捗状況を公表するとともに、土砂災害警戒区域等の指定が遅れている都道府県に対しては、その理由を確認し、土砂災害警戒区域等の早期指定のため必要な措置を講ずるものとする。

また、都道府県は、土砂災害警戒区域等について、都道府県のホームページでの公表、都道府県の出先機関等での閲覧、土砂災害警戒区域等を明示した標識の設置などを行い、住民等に対し、土砂災害のおそれがある区域についての周知を徹底するとともに、土砂災害に対する住民等の理解を深め、避難の実効性を高めることが重要である。

なお、土砂災害警戒区域等を明示した標識は、言語や年齢の違い、障害の有無や能力差などを問わずに理解できるユニバーサルデザインにも配慮することが望ましい。

四 法第九条第一項の土砂災害特別警戒区域内の建築物の移転その他法に基づき行われる土砂災害の防止のための対策に関し指針となるべき事項

1 法第八条第一項及び第二項の市町村地域防災計画に関する事項

市町村防災会議等は、市町村地域防災計画に、土砂災害警戒区域ごとに、土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項について定めることとなるが、その際、指針となるべき事項は(1)～(4)のとおりである。

(1) 土砂災害に関する情報の収集及び伝達等

土砂災害警戒情報をはじめとする土砂災害に関する情報の収集、伝達等については、住民等に確実に情報が伝わるよう防災行政無線（同報系）の屋外スピーカーのみならず戸別受信機、緊急速報メールなど多様な手段を用いて伝達することが望ましい。また、住民等にどのような伝達手段で伝えるかをあらかじめ定め、周知しておく必要がある。

(2) 避難場所・避難経路

避難場所については、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第四十九条の四第一項に規定する指定緊急避難場所とし、土砂災害警戒区域等の区域外で指定緊急避難場所を指定することが基本となる。ただし、各地域によって、予想される災害形態や土砂災害のおそれがある区域の範囲など状況は様々であり、例えば土砂災害警戒区域等の区域外に適切な指定緊急避難場所がない場合、民間施設等を活用することや市町村境界を超えた指定を行うことは有効であり、地域の実情に応じて適切に対応することが望ましい。それでもなお、区域外に指定緊急避難場所等を確保することが困難である場合には、最寄りの鉄筋コンクリート造のマンションやビルなどの堅牢な建物を指定緊急避難場所以外の避難場所として区域内に確保することも考えられる。この場合、可能な限り上層階に避難場所を確保することを基本とし、建物の窓や扉、シャッター等から土石流等が流れ込み、被害が生ずる可能性があることに留意する必要がある。

また、あらかじめ指定している指定緊急避難場所への住民等の避難が困難な状況になった緊急時の場合、例えば、土砂災害警戒区域の区域内において住民等が立退き避難を行う時間的余裕がない場合や住民等が立退き避難を行うことが危険な状況となっている場合には、住居や利用している施設等の建築物の急傾斜地等のある側とは反対側の可能な限り上層階に移動することや、土石流が流れてくると予想される区域の中心からできるだけ離れている、又は河川や溪流からの高低差がある比較的高い場所などへ移動することも考えられる。

避難経路についても、土砂災害に対する安全性を確認し、適切な避難路等を選定するものとする。この際、土砂災害警戒区域で表示された箇所以外のリスクも含めて地形情報等から確認し、全ての避難経路をあらかじめ選定することは困難な場合も多いことから、土砂災害の危険性があるなどにより、避難経路として適さない区間を明示することや、土石流等のおそれがある区域から避難する際の避難方向を示すなど、地域の実情に応じて適切に対応することが望ましい。

(3) 土砂災害に係る避難訓練の実施

土砂災害に係る避難訓練については、毎年一回以上実施することを基本とする。

市町村は、関係行政機関と連携し、情報伝達、避難誘導、避難所開設等を行う実践的な避難訓練を実施することにより、地域全体の警戒避難体制の充実を図るものとする。

また、土砂災害警戒区域の住民等は、ハザードマップ等を活用するとともに、土石流が流れてくると予想される区域や危険な急傾斜地から離れる方向に速やかに避難することや、住民等が相互に声をかけながら避難を促すことなど、住民等の自助・共助を促す観点から、当該土砂災害警戒区域の実情に応じた避難訓練を実施することが重要であり、市町村は、こうした避難訓練が住民等が主体となって実施されるよう促すとともに、支援するものとする。

(4) 要配慮者利用施設

関係部局や都道府県等の協力を得て、土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設で利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものの名称及び所在地、土砂災害に関する情報の伝達等に関する事項を定めるものとする。なお、要配慮者利用施設の対象となる「学校」については、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等を想定している。

また、要配慮者利用施設に対しては、早い段階からの情報提供が重要であることから情報伝達体制を定めるものとし、土砂災害防止施設の整備による安全性の確保や、要配慮者の円滑な避難のための避難支援体制の充実・強化など、ソフト・ハード両面の対策を講ずる必要がある。このため、要配慮者利用施設の立地状況やハード対策の状況について定期的に把握していく必要がある。

2 法第八条第三項のハザードマップの作成及び周知

都道府県による土砂災害警戒区域等の指定後は、市町村は速やかに避難場所等の見直しを図り、ハザードマップに反映することとする。

ハザードマップは、土砂災害からの円滑な避難のために重要であり、土砂災害警戒区域等の範囲や避難場所、避難経路等を明示するとともに、土石流等のおそれがある区域から避難する際の避難方向を示すなど、実際の避難行動に資する内容となるよう

努めるものとする。

都道府県等は電子地図の提供等により市町村におけるハザードマップの作成を支援するものとする。また、都道府県は、各都道府県内におけるハザードマップの作成状況を定期的に国に報告し、国は各都道府県の作成状況を公表するものとする。

市町村がハザードマップを作成する際には、住民等の参加を得ることや、ハザードマップの作成と併せて災害対策基本法第四十二条の二に基づく地区防災計画の計画提案制度を周知・活用するなどにより、土砂災害に対する住民等の関心を高め、理解及び危機意識の向上を図ることが重要である。

また、地区居住者等が土砂災害に係る地区防災計画を検討する際には、都道府県等の土砂災害対策担当者や土砂災害に関する専門家等の知見を活用することも重要であるため、都道府県等はこれらの取り組みを支援するための体制を整備することが望ましい。

市町村が作成したハザードマップを住民等に周知するに当たっては、ホームページに加え、掲示板の活用や各戸配付、回覧板など様々な手法を活用して周知することが望ましい。住民だけではなく、地域への通勤者や滞在者などに対する周知も重要なことから、ホームページ等による周知についても、ポータルサイトを用意するなど、できるだけわかりやすいものとなるよう努めるものとする。また、ハザードマップの周知に併せて、土砂災害に関する説明会を開催するなどの工夫を行うことが望ましい。

さらに、ハザードマップを防災訓練や学校などでの防災教育に活用し、実践的な防災訓練、防災教育を行うことで、土砂災害からの的確な避難行動をとるための正確な知識の普及に努めるものとする。

3 法第八条の二の要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画等

市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画（以下「避難確保計画」という。）を作成し、これを市町村長に報告するとともに、避難確保計画に基づく避難訓練を実施し、その結果を市町村長に報告しなければならない。

避難確保計画や避難訓練の内容を避難の実効性を高めるものとするためには、まず、避難確保計画の作成や避難訓練の実施が土砂災害から利用者の生命及び身体を保護する上で重要であることについて、要配慮者利用施設の所有者又は管理者が認識することが不可欠である。このため、市町村は、要配慮者利用施設を新たに市町村地域防災計画に位置付ける際等には、その所有者又は管理者に対して、土砂災害の危険性等を説明するなど、防災意識の向上を図ることが望ましい。次に、避難確保計画の内容を具体的に記載するとともに、定期的に避難訓練を行い、その結果を踏まえて避難確保計画等の見直しを行うことが必要である。このため、都道府県及び市町村の関係部局が連携して、国が策定する避難確保計画作成の手引き等を活用しつつ、適切な避難時期の設定、避難先の選定、施設同士の避難の受け入れ体制の構築、地域と連携した避難支援体制の確保等を考慮した避難確保計画の作成や、作成された避難確保計画に基づく避難訓練の実施、避難訓練により得られる教訓を踏まえた避難確保計画等の見直しについて、積極的に支援を行うことが求められる。

また、市町村長は、避難確保計画や避難訓練の結果の報告を受けたときは、要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、必要な助言又は勧告をすることができることとされている。このため、市町村の関係部局が協力して避難体制等を確認し、必要に応じ助言又は勧告を行うことで、要配慮者利用施設におけるより実効性の高い避難の確保を図ることが求められる。

国は、都道府県と連携しながら、避難確保計画や避難訓練が実効性の高い避難につながるよう市町村の支援に努めるものとする。

さらに、市町村長は、避難確保計画の作成を促進するため、要配慮者利用施設の所有者又は管理者が避難確保計画を作成していない場合において、期限を定めて避難確保計画を作成することを求めるなどの指示を行い、指示に従わなかった場合はその旨を公表することができることとされている。なお、この指示や公表を行う際には、当該所有者又は管理者が主体的に避難確保計画を作成することが当該避難確保計画の実効性を高める上で重要であることに鑑み、当該所有者又は管理者に対して避難確保計画の必要性について丁寧な説明を行うことが望ましい。

4 建築物の移転等の勧告

土砂災害特別警戒区域の指定の際、現に当該特別警戒区域に存する居室を有する建築物については、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第三条第二項の規定に基づき、増築、改築等を行うまでは、いわゆる既存不適格建築物として法第二十四条により建築基準法第二十条第一項に基づく政令において定められる構造耐力に関する基準が適用されないこととなる。

ただし、このような建築物についても、住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれが大きいと認めるときは、都道府県知事は、法第二十六条第一項に基づき、当該建築物の所有者等に対し、当該建築物の移転等の勧告を行うことにより、土砂災害の防止を図る必要がある。この移転等の勧告を行うにあたっては、あらかじめ建築物の立地や急傾斜地等の状況について必要な調査を行い、的確に状況を把握するとともに、市町村等の関係機関と連携し、情報を共有しながら円滑に進める必要がある。その上で、移転の勧告を検討する際には、「建築物の立地状況と急傾斜地等の状態から特に大きな人的被害が生じる可能性が高いこと」及び「急傾斜地等の状況変化による災害発生の可能性が高まっていること」について判断することを基本とし、土砂災害の実績についても考慮するものとする。

また、特に大きな被害が生ずる可能性がある箇所、住居の建築の禁止等を行う必要のある区域においては、建築基準法第三十九条に基づく災害危険区域の活用を図ることも有効であり、当該区域が指定されている場合には、関係部局と連携し、わかりやすい周知を図ることが重要である。

さらに、建築物の所有者等が勧告された内容を実施することが困難である場合等には、土地の取得についてのあっせんその他の必要な措置を講ずるよう努める。

5 資金の確保等

国においては、法第二十六条第一項の勧告を受けた建築物の所有者等が建築物の移転等を行う場合について、独立行政法人住宅金融支援機構法（平成十七年法律第八十二号）第十三条第一項第六号に基づく独立行政法人住宅金融支援機構の融資制度、危険住宅の移転・改修を行う者に補助金を交付する地方公共団体を国が助成する住宅・

建築物安全ストック形成事業などにより建築物の移転等の円滑化を図る。

都道府県においても、建築物の移転等が円滑に行われるために必要な資金の確保、融通又はそのあっせんに努めるものとする。また、関係部局と連携し、これらの支援措置について住民等に対し適切な周知に努めるものとする。

五 法第二十七条第一項の規定による危険降雨量の設定並びに同項の規定による土砂災害警戒情報の通知及び周知のための必要な措置について指針となるべき事項

1 危険降雨量の設定等

都道府県知事は、過去の降雨の状況及び土砂災害（土石流及び急傾斜地の崩壊）の発生状況等を総合的に勘案して法第二十七条第一項の危険降雨量を設定するものとする。設定に当たっては、原則として、気象庁が国土交通省、都道府県が提供するデータも組み合わせて解析並びに提供する雨量及び土壌雨量指数を用い、気象庁と連携して行う。あわせて、その正確度の向上を図るため、土砂災害の発生のみならず、降雨記録の更新も踏まえ、危険降雨量の定期的かつ継続的な見直しに努めるものとする。また、「当該都道府県の区域を分けて定める区域」は、一キロメートルメッシュを基本とする。

2 土砂災害警戒情報の発表等

土砂災害警戒情報の発表は、都道府県知事が住民等の避難に要する時間を考慮し、実績降雨量が、気象庁が提供するおおむね二時間先の予測降雨量を加味して決まる危険降雨量に達したときに行うことを基本とする。また、土砂災害警戒情報の発表の可能性が高いときには、早い段階から、その旨を気象庁が発表することを踏まえ、都道府県は市町村に対して事前に警戒を呼びかけるよう取り組むものとする。

また、土砂災害警戒情報の解除は、これまでの実績降雨量が、予測降雨量を加味した危険降雨量を下回り、かつ短時間で再び超過しないと予想されるなど土砂災害の危険性が低くなったときに行うことを基本とする。

これらの土砂災害警戒情報の発表・解除は、都道府県が气象台と連携して共同で行うものとする。このとき土砂災害警戒情報の発表・解除は、気象業務法第十三条第一項に基づく土砂崩れに関する警報と一体として、「レベル4 土砂災害危険警報」の名称を用いて行うものとする。

土砂災害に関する防災気象情報は、土砂災害警戒情報のほか気象業務法第十三条第一項に基づく予報及び警報として「レベル2 土砂災害注意報」、「レベル3 土砂災害警報」及び「レベル4 土砂災害危険警報」の名称を用いて、同法第十三条の二第一項に基づく特別警報として「レベル5 土砂災害特別警報」の名称を用いて危険度に応じて段階的に発表されるものであり、いずれも危険降雨量を踏まえて系統的に定められる基準により発表されるものである。

また、土砂災害警戒情報の発表単位については、市町村単位を基本とする。ただし、市町村長が避難指示を発令する上で、対象地域を的確に判断できるよう、この発表単位の細分化について、地域の防災活動や過去の土砂災害の実態など地域の実情に応じて検討していく必要がある。その際、例えば、旧市町村単位を参酌するなど、情報の受け手側のわかりやすさにも留意して検討を行う必要がある。

3 土砂災害警戒情報の通知及び周知

都道府県知事は、関係する市町村長に対し、土砂災害警戒情報を確実に通知する。

その際、土砂災害警戒情報は、気象業務法第十三条第一項に基づく土砂崩れに関する警報と一体として、「レベル4 土砂災害危険警報」の名称を用いて通知するものとする。

また、都道府県知事は、多様な情報伝達手段の活用等により、土砂災害警戒情報の一般への周知の措置を講ずる。土砂災害警戒情報の周知に際しては、「レベル4 土砂災害危険警報」の名称を用いて行うものとする。

なお、土砂災害警戒情報を解除した場合も、土砂災害警戒情報を発表する場合と同様に、解除した旨について関係する市町村長への通知及び一般への周知の措置に努めるものとする。

4 土砂災害警戒情報に基づく的確な避難指示の発令

土砂災害は、命の危険を脅かすことが多い災害であることから、避難行動をできるだけ早く行うことが必要である。「レベル4 土砂災害危険警報」の名称を用いて発表される土砂災害警戒情報は、土砂災害からの避難にとって極めて重要な情報であり、発表された場合は、市町村長は危険度が高まっている区域に対し直ちに避難指示を発令することを基本とする。

国及び都道府県は、市町村長が避難指示を的確に発令できるよう、災害の危険性について正確でわかりやすい情報を土砂災害警戒情報を補う情報として提供する必要がある。特に、避難指示の対象区域の判断に資するため、時系列でのメッシュ毎の土壌雨量指数や降雨情報及び危険度の高まり、きめ細かな降雨予測及び周辺における土砂災害の発生状況等の情報について提供を行うとともに、これらの情報の改善に努めるものとする。これらの情報提供に当たっては、必要に応じ技術的な説明を加えるなど、市町村にとってわかりやすい情報となるよう努めるものとする。

また、市町村においては、避難指示を発令する区域の単位をあらかじめ決めておき、国及び都道府県から提供される土砂災害危険度情報等を踏まえ、危険度が高まっている区域に対する的確に避難指示を発令することが望ましい。あわせて、都道府県においては、市町村を支援するため、土砂災害危険度情報とあわせて、市町村が定めた避難指示を発令する区域の単位で基準雨量を上回る地区等の情報についても提供を行うことが望ましい。

さらに、避難指示は、夜間であっても躊躇することなく発令することが基本であるが、できる限り夜間の急な発令を回避するために、当日夕方の時点で翌朝までの大雨が想定される場合は、気象庁が予報、警報及び降雨の予測情報等について情報提供を行うとともに、市町村において高齢者等避難の活用や早めの避難指示を検討する必要がある。また、土砂災害警戒情報を含む防災気象情報を活用し、避難指示の発令をはじめ、いつ、誰が、何を行うかに着目して、防災行動を時系列的に整理し、関係機関、住民等が共通理解を深めておくことも有効と考えられる。

5 避難指示の発令・解除の際の助言

災害対策基本法第六十一条の二により、市町村長は避難指示の判断に際し、指定行政機関や都道府県等に助言を求めることができる。また、土砂災害については、法第三十二条により避難指示の解除の判断に際し、国土交通大臣や都道府県知事に助言を求めることができることから、これらの機関が助言を求められた場合は、保有するリアルタイムの情報の提供や災害に関する専門的知見等から助言を行うことが有効であ

る。

国等が保有するカメラ画像等から土砂災害や明らかな前兆現象等の発生を確認した場合等においては、市町村に対する積極的な情報提供が必要である。

また、大規模な土砂災害発生後は、溪流上流部や斜面上部に不安定な土砂が堆積し、二次災害のおそれが高まることが多いことから、国土交通省の緊急災害対策派遣隊（テックフォース）や国土技術政策総合研究所等の土砂災害に関する専門家を派遣し、現地調査等を行って二次災害の危険性等について市町村長に助言することが望ましい。

6 避難指示の発令時に住民等がとるべき行動の周知

土砂災害は、命の危険を脅かすことが多い災害であり、避難指示の発令時には、危険な区域から一刻も早く立退き避難を行うことが必要であるが、地域によって土砂災害の形態や規模が大きく異なることや、夜間や大雨時など避難時の状況によっても、とるべき行動が変わってくると考えられる。

例えば、土砂災害警戒区域の区域外に適切な指定緊急避難場所がない場合、民間施設等を活用することや市町村境界を超えた指定を行いこれらの建物へ避難することも有効であり、地域の実情に応じて適切に対応することが望ましい。それでもなお、区域外に指定緊急避難場所等を確保することが困難である場合には、最寄りの鉄筋コンクリート造のマンションやビルなどの堅牢な建物を指定緊急避難場所以外の避難場所として区域内に確保し避難することも考えられる。この場合、可能な限り上層階に避難場所を確保することを基本とし、建物の窓や扉、シャッターなどから土石流等が流れ込み、被害が生ずる可能性があることに留意する必要がある。

また、土砂災害の発生のおそれが高まり時間的余裕がない場合や、住民等が立退き避難を行うことが危険な状況となっている場合は、住居や利用している施設等の建築物の急傾斜地等のある側とは反対側の可能な限り上層階や、土石流が流れてくると予想される区域の中心からできるだけ離れている、又は河川や溪流からの高低差がある比較的高い場所などへ移動することが考えられる。

また、大規模な土石流が想定される区域の戸建住宅については一刻も早い立退き避難が必要であるが、小規模な急傾斜地の崩壊等が想定される区域の戸建住宅において、立退き避難の余裕がない場合や、立退き避難を行うことが危険な状態となっている場合は、急傾斜地等の反対側の可能な限り上層階に移動することも考えられる。一方、鉄筋コンクリート造の堅牢な建物では可能な限り上層階に移動することも適切な避難行動であると考えられる。

このように、避難指示が発令された場合の行動についても、マニュアルに頼りすぎることなく、状況に応じた適切な判断を住民等自身が行えるよう、日頃から普及啓発を行う必要がある。住民等が適切な判断を行うためには、土砂災害や土砂災害警戒情報等に関する正しい知識、地域の土砂災害の危険性などの正しい知識が必要であり、国、都道府県、市町村が連携して、これらの正しい知識の普及啓発と、いざというときは、命を守るために自ら判断して行動すべきことを周知していく必要がある。

六 法第二十八条第一項及び第二十九条第一項の緊急調査の実施について指針となるべき事項

1 緊急調査を行うべき状況の確認

都道府県知事又は国土交通大臣は、豪雨、地震、火山噴火等の発生を受け、自ら行

う点検等又は関係機関、住民等からの情報提供により、河道閉塞、降灰等の堆積又は地滑りによる地割れ若しくは建築物の外壁の亀裂の発生を把握した場合には、速やかに必要な調査を行い、令第八条に規定する状況の有無を確認する。

なお、時間の経過とともに土砂災害の発生の危険性が高まるおそれがある場合や、現地における詳細な調査が困難な場合も想定されることから、地上若しくは上空からの目視若しくは遠隔計測技術等を用いた調査の結果又は地形図、航空写真等の既存資料のほか、関係機関・部局が有する情報等の活用により、緊急調査を行うべき状況か否かを調査を行う者の安全確保を図りながら迅速に確認することが重要である。

2 緊急調査の実施

都道府県知事又は国土交通大臣は、1により緊急調査を行うべき状況が確認された場合には、次に掲げる土砂災害の発生原因となる自然現象の区分に応じ、次に定める調査を行う。

なお、緊急調査の実施に当たっては、必要に応じ関係機関・部局と情報を共有する等の連携を図り、1と同様に、地上若しくは上空からの目視若しくは遠隔計測技術等を用いた調査の結果又は地形図、航空写真等の既存資料のほか、関係機関・部局が有する情報等の活用により、調査を行う者の安全確保を図りながら迅速に調査を行うとともに、要配慮者利用施設の立地の状況、現地の状況の変化等の把握に努めるものとする。

(1) 土石流

イ 河道閉塞による湛水を発生原因とする土石流

河道閉塞の位置及び形状、上流の湛水域及び下流域の地形、下流域における住宅等の立地等の状況に関する調査を行うとともに、河道閉塞の形状の変化、湛水位の変化等の監視を継続的に行う。

ロ 噴火による降灰等の堆積後の降水を発生原因とする土石流

降灰等の堆積、上流域及び下流域の地形、下流域における住宅等の立地等の状況に関する調査を行うとともに、降灰等の堆積の状況の変化、周辺における降水の状況、土石流等の発生の状況等の監視を継続的に行う。

(2) 地滑り

地滑りにより生じた地割れ及び建築物の外壁の亀裂、周辺の地形、住宅等の立地等の状況に関する調査を行うとともに、地滑り地塊の移動の状況等の監視を継続的に行う。

なお、既に地滑りに係る土砂災害警戒区域が指定されている箇所において緊急調査を実施する場合には、当該箇所における基礎調査の結果を参考とするものとする。

(3) 河道閉塞による湛水

河道閉塞の位置及び形状、上流の湛水域の地形、上流の湛水域における住宅等の立地等の状況に関する調査を行うとともに、河道閉塞の形状の変化、湛水位の変化等の監視を継続的に行う。

3 緊急調査の終了

都道府県知事又は国土交通大臣は、緊急調査の結果、現地の詳細な状況の判明又は現地の状況の変化、応急対策工事の進捗等により、令第八条に規定する状況が認められない場合又は土砂災害の発生の危険性が令第八条に規定する状況が生じる以前と同

等と認められる場合には、緊急調査を終了することができる。

七 法第三十一条第一項の土砂災害緊急情報の通知及び周知のための必要な措置について 指針となるべき事項

1 土砂災害緊急情報の作成

都道府県知事又は国土交通大臣は、緊急調査の結果、重大な土砂災害の急迫した危険があると認められる場合又は当該土砂災害が想定される土地の区域若しくは時期が明らかに変化した状況が認められる場合には、次に掲げる土砂災害の発生原因となる自然現象の区分に応じ、次に定める方法により、土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにした土砂災害緊急情報を作成する。

(1) 土石流

イ 河道閉塞による湛水を発生原因とする土石流

緊急調査の結果に基づき、河道閉塞の位置及び形状、上流の湛水域及び下流域の地形等の状況を基に数値解析を行い、土石流による被害が想定される土地の区域を明らかにするとともに、湛水位等を基に土石流による被害が想定される時期を明らかにする。

ロ 噴火による降灰等の堆積後の降水を発生原因とする土石流

緊急調査の結果に基づき、降灰等の堆積、上流域及び下流域の地形等の状況を基に数値解析を行い、土石流による被害が想定される土地の区域を明らかにするとともに、周辺における降水の状況、土石流等の発生の状況等を基に土石流による被害が想定される時期を明らかにする。

(2) 地滑り

緊急調査の結果に基づき、地割れ及び建築物の外壁の亀裂の状況、周辺の地形等の状況を基に地滑り区域及び地滑り地塊の移動方向を特定し、地滑りによる被害が想定される土地の区域を明らかにするとともに、地滑り地塊の移動の状況を基に地滑りによる被害が想定される時期を明らかにする。

(3) 河道閉塞による湛水

緊急調査の結果に基づき、河道閉塞の位置及び形状、上流の湛水域の地形等の状況を基に湛水による被害が想定される土地の区域を明らかにするとともに、湛水位等を基に湛水による被害が想定される時期を明らかにする。

2 土砂災害緊急情報の通知及び周知

都道府県知事又は国土交通大臣は、1により作成した土砂災害緊急情報を、都道府県知事にあっては関係する市町村長に、国土交通大臣にあっては関係する都道府県知事及び市町村長に書面、ファクシミリ装置を用いて送信する方法又は電子メールを送信する方法により通知するとともに、報道機関、インターネット等を通じて一般に周知する。

なお、土砂災害緊急情報の通知及び周知は、住民等の避難の状況、避難に要する時間、土砂災害が想定される時間帯等を考慮し、適切な時機に行うことが重要である。また、住民等の自主的な備えを促し、市町村長による避難指示の措置と相まって円滑な避難に資するため、住民等が適切な時機に、より確実に情報を入手できるよう、周知の方法に配慮することが必要である。

3 その他緊急調査により得られた情報の随時提供

都道府県知事又は国土交通大臣は、土砂災害緊急情報のほか、緊急調査により得られた河道閉塞の形状、湛水位、降灰等の堆積の状況、地滑り地塊の移動の状況等、重大な土砂災害の発生の危険性の把握に資する情報を、都道府県知事にあつては関係する市町村長に、国土交通大臣にあつては関係する都道府県知事及び市町村長に対し、適時適切に提供するよう努める。